

# 法令事務の手引 及び 文書事務の手引

## 法令事務の手引及び文書事務の手引

昭和 49 年 3 月 30 日 発行

編 集 山形県総務部文書学専課

発 行 第一法規出版株式会社

107 東京都港区南青山 2-丁目 1-17

TEL. (03) 404-2251 (大代表)・振替東京 2857

980 仙台市上杉 1-丁目 6 番 1 号

東北支社

TEL. (0222) 23-8146 (代)・振替仙台 4308

### 第 1 編 総 論

シ又委任終了ノ後ハ遅滞ナク其顛末ヲ報告スルコトヲ要ス」(民法第 645 条)とか、「小売人は、住所、氏名若しくは名称又は第 30 条第 2 項に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない」(たばこ専売法第 36 条第 3 項)がその用例であるが、これに違反して法令の要求する行為が遅れたときは、「直ちに」と同様に、単に不当性に止まらず、違法となる場合も少なくないのである。

「すみやかに」は、できるだけ早くという意味で用いられる用語であり、比較的急迫性がなく、訓示的な意味しかもたないので、これに対する義務を怠ったとしても直ちに違法ということにはならないものである。

### 24 「者」、「物」と「もの」

「者」は、法律上の人格を有する者すなわち法律行為の主体となり得る人格を有する者の単数又は複数を表わすときに用いる用語であり、これ以外のものには絶対に使わない。法律上の人格を有しない「権利能力のない社団(財団)」と人格を有する自然人、法人の双方を含んでいる場合には、「もの」とかな書にすることになっている。

地方自治法第 10 条は、「住民」の定義について「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」と規定しているので、住民の中には、外国人を含む自然人のみならず法人も入ることになるわけである。

「物」は、外界の一部をなす物件を表わす場合に用いる用語である。

民法第 85 条は、「物トハ有体物ヲ謂フ」と規定しているが、一般の法令用語としては、必ずしも有体物とは限らない。もっとも、語感上、「物」ということばを使うのに適しない場合は、かなで、「もの」とするのも多く見られる。

「もの」は、前述のほかにも、「者」又は「物」の用語で表わされる法律上の人格者又は物件をさらに限定しようとする場合のように、いわゆる「説明